公　　告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

なお、本件は、広島県物品等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、電子入札システムを利用して参加する場合は、入札に関する手続については、広島県物品等電子入札システム利用者規約（以下「電子入札システム利用者規約」という。）に従って行わなければなりません。

令和８年 11 月６日

広島県教育委員会教育長　篠田　智志

１　調達内容

(1)　業務名

広島県立埋蔵文化財センター機械警備業務

(2)　業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3)　履行期間

令和８年 12 月１日から令和 14 年３月 31 日まで

（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の３の規定に基づく長期継続契約）

(4)　履行場所

広島市東区上温品四丁目 65－１

広島県立埋蔵文化財センター

(5)　入札方法

総価で入札に付する。

(6)　入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の４の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2)　令和６年広島県告示第 607 号（令和７年及び令和９年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「53Ｂ機械警備」の資格を認定されている者であること。

(3)　本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(4)　本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

(5)　広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。

３　入札手続等

(1)　入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア　交付場所

〒730-8514　広島市中区基町９番 42 号

広島県教育委員会事務局管理部文化財課（広島県庁東館６階）

電話（082）513-5023(ダイヤルイン)

イ　交付期間
令和８年 11 月６日（金）から令和８年 11 月 16 日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までの間、随時交付する。
ウ　入手方法
上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードすること。
(2)　入札参加資格の確認
ア　本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。
イ　提出期限
令和８年 11 月 16 日（月）　午後５時
ウ　提出方法
電子入札システムを使用して提出すること。
エ　入札参加資格の確認結果の通知
令和８年 11 月 18 日（水）までに通知する。
(3)　入札書の提出方法及び提出期間
ア　提出方法
電子入札システムを使用して提出すること。
イ　提出期間
令和８年 11 月 26 日午前９時から令和８年 11 月 27 日午後５時までとする。
(4)　開札日時
令和８年 11 月 30 日（月）　午前 10 時 30 分

4　落札者の決定方法
(1)　広島県契約規則第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
(2)　開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、施行令第 167 条の９の規定により、その場で直ちに、電子入札システムの電子くじによるくじ引きを行い、落札者を決定する。

5　その他
(1)　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2)　入札保証金及び契約保証金
ア　入札保証金
免除
イ　契約保証金
(ｱ)　県と締結した委託・役務業務契約を平成１９年１０月１日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者
（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「53Ｂ機械警備」の資格に限る。）
契約金額の１００分の１０以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
(ｲ)　(ｱ)以外の者
免除
(3)　入札者に求められる義務
入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4)　入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5)　契約における特約事項

この入札による契約は、令和９年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

(6)　契約書作成の要否

要

(7)　電子契約の可否

不可

(8)　調査協力

入札者は、落札者となった場合において、契約を担当する職員から入札額に係る経費内訳書（一般競争入札事務処理要領別記様式第４号の２の書式による）の提出を求められたとき及び別記様式第４号の３（労働関係法令等の遵守状況に係る確認調査票）による調査が実施されたとき（再委託を行う場合は再委託先を含む。）は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(9)　その他

入札説明書による。

6　問合せ先

〒730-8514　広島市中区基町９番42号
広島県教育委員会事務局管理部文化財課（広島県庁東館６階）
電話（082)513‐5023（ダイヤルイン）　ファクシミリ（082)211‐1201
メールアドレス bunka@pref.hiroshima.lg.jp